

個人情報保護法について

最近、企業における個人情報流出の事件が多発しているようです。

当社は顧客の氏名、住所、電話番号、生年月日等の個人情報をパソコンに入力して管理しており、個人情報保護法の適用があるものと思いますが、この法律の概要について教えてください。

1 個人情報保護法の目的

個人情報保護法（正式名称は「個人情報の保護に関する法律」）は、平成17年4月1日から全面施行されています。

個人情報保護法の目的は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することにあります（同法1条）。

2 「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」の定義

個人情報保護法において保護の対象とされているものには「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」の3種類がありますが、それぞれ定義がおかれています。

- (1) 「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」を指します（同法2条1項）。

したがって、集計・数値化したデータなど、特定個人を識別できない統計情報は、個人情報保護法上の「個人情報」にはあたりません。

- (2) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報を指します（同

法2条4項)。

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって・特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、
・・に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成したものとして政令で定めるものを指します(同法2条2項)。

例えば、電子メールソフトに保管されている電子メールアドレス帳、氏名・住所・企業別に分類整理されている市販の人名録等が「個人情報データベース等」にあたります。他方、アンケートの戻り葉書のまま氏名・情報等で分類整理されていない状態では、特定の個人情報を容易に検索できないことから「個人情報データベース等」にはあたらないことになります。

(3)「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものを指します(同法2条5項)。

3 個人情報取扱事業者の定義

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者で、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者以外の者を指します(同法2条3項)。そして、「政令で定める者」については、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれの日においても5000を超えない者を指します(個人情報の保護に関する法律施行令2条)。

4 個人情報取扱事業者の「個人情報」に関する義務

個人情報取扱事業者には、個人情報保護法上様々な義務が課されていますが、今回はその中でも「個人情報」に関する義務を見てみることにしましょう。

(1) 利用目的の特定

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない義務があります（同法 15 条 1 項）。また、利用目的の変更の場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないとされています（同法 15 条 2 項）。

具体的に利用目的を特定している事例としては「〇〇事業における商品の発送、新商品・サービスに関する情報のお知らせのため」が挙げられます。逆に利用目的を特定していない事例としては「事業活動に用いるため」「提供するサービスの向上のため」「マーケティング活動に用いるため」等が挙げられます。

(2) 利用目的による制限

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、同法 15 条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません（同法 16 条 1 項）。

例えば、商品の送り先として取得した顧客の住所・氏名を利用して、新製品紹介のダイレクトメールを発送するような場合は「利用目的の達成に必要な範囲を超えて」にあたることになります。

この場合の「本人の同意」としては、後から苦情が発生したときも的確に反論することができるよう、できる限り明確な明示の同意をとるのがよいでしょう。

(3) 適正な取得

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないとされています（同法 17 条）。

ここでいう「不正の手段」とは、犯罪行為と同視できるような違法行為を意味し、例えば窃取、詐欺がこれにあたります。

(4) 取得に際しての利用目的の通知等

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し又は公表しなければなりません（同法 18 条 1 項）。

この場合の「通知」の方法としては、例えば文書の郵送、電話、Eメールによる連

絡等があります。また、「公表」には、ウェブサイト上の掲載、パンフレットの配付等があります。

また、本人から直接書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示しておく必要があります（同法１８条２項）。

例えば、商品の購入者にアンケート用紙を交付し、満足度、氏名、住所等を回答してもらう場合には、あらかじめアンケート用紙に利用目的を明示する必要があります。

また、利用目的を変更した場合には、変更された利用目的について、本人に通知し又は公表しなければなりません（同法１８条３項）

今回は個人情報取扱事業者の「個人情報」に関する義務について説明しましたが、個人情報保護法上、個人情報取扱事業者には「個人データ」に関する義務及び「保有個人データ」に関する義務もありますので、これらについては次回に説明します。